

## 寄附をされた方へ

### 個人住民税（個人市民税・個人都民税）の寄附金税額控除等についてのお知らせ

◎ 寄附金の控除を受けるためには、確定申告等が必要です。

寄附金の控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、所得税の確定申告をする必要があります。確定申告をすることで、所得税の寄附金控除と個人市民税（以下、市民税と言います。）の寄附金税額控除の両方を受けることができます。また、東京都の指定寄附金となっている場合は、個人都民税（以下、都民税と言います。）の税額控除も併せて受けることができます。

なお、所得税の確定申告をせずに、市民税の寄附金税額控除のみを受ける場合は、寄附をした翌年に小金井市へ市（都）民税の申告を行うことで受けられます。この場合、東京都の指定寄附金であれば、都民税の税額控除も併せて受けられますが、所得税の寄附金控除は受けられませんのでご注意ください。

※個人住民税とは、市民税（税率6%）と都民税（税率4%）とを合わせたものです。

◎ 申告に当たっては、寄附をした際に受け取った領収書等の添付が必要です。

確定申告を行うには、寄附をした際に受け取った領収書を添付する必要がありますので、大切に保管しておいてください。

◎ 寄附をした翌年の1月1日に小金井市にお住まいであれば、申告により小金井市で寄附金税額控除を受けることができます。

寄附をした時点で小金井市にお住まいではない場合でも、寄附をした翌年の1月1日に小金井市内にお住まいの方は、市民税からの寄附金税額控除を受けることができます。

◎ 都民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金については、東京都にお問い合わせください。

都民税は市民税と合わせて小金井市で課税・徴収を行っていますが、寄附金税額控除の対象となる寄附金は東京都・小金井市がそれぞれ条例で指定しています。（東京都と小金井市で指定の対象が異なる場合もありますのでご注意下さい。）都民税の税額控除対象寄附金については、東京都主税局課税部課税指導課（電話03-5388-2956）にお問い合わせください。

※適切に寄附金控除を適用するため、東京都及び小金井市は寄附先の団体から当該寄附に関する情報の提供を受けることがあります。

なお、提供を受けた情報については、「東京都個人情報保護に関する条例」、「小金井市個人情報保護条例」に基づき適正に管理を行い、他の目的に利用することはありません。

◎ 控除金額

**（寄附金額－2,000円）×6%に相当する金額**が市民税から控除されます。

※寄附を行った翌年度の市民税から控除となります。

※当該寄附金が東京都指定の控除対象寄附金に該当する場合、別途、都民税額から（寄附金額－2,000円）×4%に相当する金額が控除されます。

※寄附金税額控除が受けられる上限額は、都道府県・区市町村に対する寄附金等と併せて、総所得金額等の30%までとなります。